

info  
**13**  
**お知らせ**

◆**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧**

令和6年度固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧制度とは、納税者が所有する土地や家屋の評価額と縦覧帳簿に記載されたほかの土地や家屋の評価額を比較し、その評価が適正かどうかを確認する制度です。

また、閲覧制度は固定資産の所有者が、自分が所有する資産の固定資産税の課税内容を閲覧できる制度です。借地・借家人なども貸借料などの対価を支払っている土地・家屋について、固定資産税の課税内容を見ることができません。

▼**期間**

▽縦覧 4月1日(月)～5月31日(金)

▽閲覧 11通年

▼**時間**：午前8時30分～午後5時15分(平日)

▼**場所**：税務課固定資産税班または各総合支所地域応援班

▼**持ち物**

①本人確認ができるもの (令和5

年度または令和6年度の納税通知書や課税明細書、免許証、マイナンバーカードなど)

②借地・借家人などは、その権利関係を示す書面など

③委任状(代理人の場合)

▼**縦覧手数料**：無料

▼**閲覧手数料**：縦覧期間中は無料(期間を過ぎてからは一部につき200円)

☎**税務課固定資産税班**(☎55-8095)



◆**地方税法第422条の3の規定による「価格通知書」の取扱い変更のスタート**

秋田地方事務局と湯沢市の間において、地方税法第382条(登記済通知)

および第422条の3(評価額通知)の規定に基づく通知を電子化しました。

これまで、不動産(土地・建物)の所有権保存登記や所有権移転登記などの登記申請には「価格通知書」の添付が必要でしたが、電子化に伴い次のと

おり手続きが一部変更となります。

◇市内の不動産(土地・建物)について、所有権保存登記や所有権移転登記などの登記申請をする際に交付していた「価格通知書」は、4月から原則として廃止されます。

◇「価格通知書」に代わるものとして、「固定資産(土地・家屋)課税明細書(納税通知書に添付)」が使用できます。課税明細書がない場合は、「評価証明書(有料)」または「土地家屋名寄帳兼課税台帳(有料)」などにより不動産価格が確認できます。

※「評価証明書」および「土地家屋名寄帳兼課税台帳」の請求方法などについては、左記まで問い合わせください。

☎**税務課納税班**(☎73-2118)

◆**湯沢市人権擁護委員が決まりました**

1月1日付けで法務大臣から委嘱された委員を紹介します。

◎**阿部 裕子さん**(再任・皆瀬地域)

▼**任期**：1月1日～令和8年12月31日

☎**福祉課地域福祉班**(☎73-2122)

◆**マイナンバーカードの休日特設窓口を開設します**

▼**日時**：3月9日(土)／午前9時～正午

▼**場所**：市役所本庁舎 1階市民ロビー

▼**可能な手続き**：マイナンバーカードの申請、受け取り、更新など(所要時間：15～30分/1人当たり)

※混雑状況によっては、これ以上時間がかかる場合があります。

☎**市民課住民班**(☎73-2116)

**広報ゆざわ読者プレゼント提供事業者を募集します**

広報ゆざわ「読者プレゼント企画」コーナーで、読者にプレゼントする商品を提供していただける事業者を募集します。プレゼントの情報は広報紙に掲載します。事業者が負担する費用はプレゼント分のみで、掲載料は無料です。

**申込受付期間** 掲載希望月(号)の3カ月前の毎月5日まで

申込方法など詳細は、下記に問い合わせるか市ホームページ (<https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/4/5151.html>) をご確認ください。



☎ **情報政策課元気・魅力発信班** (☎56-8387)